

安全事項確認書(ボルダリング版)

利用条件

- ① 団体の指導者（家族の場合は、保護者）がいること。
※幼児、児童、生徒だけで利用することはできません。
- ② 福山少年自然の家職員による事前説明に参加する方全員が受けること。
- ③ 安全事項確認書に団体の代表者（家族の場合は保護者）が署名をすること。
- ④ 一度に活動する団体の人数が原則 20 人以内であること。
（例：30 人の場合、15 人ずつのグループを編成し、2回に分けて実施）

注意事項

- ① 同時にボルダリングウォールに登ることができるのは、2 人までです。
- ② 順番を待つ人や応援する人はセーフティーマットから離れた位置についてください。登っている人以外がセーフティーマットに乗っていると、大きなケガにつながります。
- ③ セーフティーマットがずれた場合は、活動を止め、セーフティーマットを元の位置にもどしてください。
- ④ ボルダリングをする際には、必ず室内シューズ（底の柔らかいスニーカー等が望ましい）を履いて利用してください。裸足厳禁です。（ケガ防止のため）
- ⑤ ボルダリングをする際には、名札やネックレスなど引っかかる危険性のあるものを外してください。
- ⑥ パーカー等フードの付いた服を着用している場合は、脱ぐかフードを内側にしまって活動してください。
- ⑦ 降りる際には、高い位置から飛び降りないでください。下に人がいないことを確認して、低い位置まで移動し、両足で着地してください。
（※手をつくような降り方は、ケガにつながります。）
- ⑧ ボルダリング実施中は、体育館 1 F フロアでボールを使った活動（バレーボールやドッジボール等）を行うことはできません。（2 F での卓球は可）
- ⑨ 福山少年自然の家のボルダリングウォールでは、チョークは使用できません。
- ⑩ ケガ等不測の事態が起きた場合には、速やかに福山少年自然の家職員に連絡をください。

福山少年自然の家の TEL：084-935-7166

- ・施設利用にあたり、安全に関する合意事項を全て理解し、了承しました。
- ・施設を利用することは、団体の代表者（保護者）及び本人の自己決定に基づく自主的なものであり、施設における全ての怪我、事故について保険が準備されていないことを承知しています。
- ・施設利用中のいかなる事故、怪我においても団体の代表者（保護者）及び本人の責任でこれを処理し、福山少年自然の家及びその職員に対し、一切の責任を追及しないことを誓約し、利用を申し込みます。

（利用年月日） 令和 年 月 日

代表者署名 _____

活動終了確認：福山少年自然の家職員（ ）

午前

（確認時刻） 午後 時 分